

令和6年度 第1回宮崎市福祉有償運送運営協議会議事録

(令和6年5月21日開催)

発言者	発言内容
事務局	《1 開会》 《2 委員紹介》 令和6年4月末をもって前回の委員の任期が満了したことを受け、本協議会より新たに委嘱された委員を紹介。 委員の任期については、宮崎市有償運送運営協議会設置要綱第4条において、令和6年5月1日から令和8年4月30日まで本協議会の委員を委嘱するもの。 【会の成立】 本日は委員10名の出席。 設置要綱第5条第5項の規定で、協議会は、半数以上が出席しなければ開会することができないことになっている。ついては、本会議が成立していることを報告する。
事務局	《3 会長選出》 協議会設置要綱第5条第1項の規定により、委員の互選により会長を決めることとなっているが、委員の皆様からの提案はあるか。
A委員	B委員を会長に推薦する。 B委員を会長という提案があったが、他の委員の皆様はいかがか。
全委員	異議なし。
事務局	会長が決定したため、同要綱第5条第2項の規定により、会議の議長は会長が行うこととなっているため、会長に会議の進行をお願いする。
会長	《4 議事》 本日は報告案件が3件、協議案件が4件となっている。 事務局より説明をお願いしたい。

事務局	【報告（１）令和５年度各事業所実績報告について】 令和５年度末時点で１３の法人の登録があり、それぞれ登録利用者数や車両数、移送回数等の実績等について報告をいただいた。概ね令和４年度と同等の実績となっている法人がほとんどであるが、登録利用者数等の変化により、実績が大きく変わっている法人も一部ある。補足が必要な点のみ説明を行う。 まず自主研修数についてだが、自主研修数が登録運転者数を上回っている法人については、登録運転者数の増減の関係で一致していないということを確認している。また、自主研修数が登録運転者数を下回っている法人については、研修に参加できなかった運転者がいたということであり、参加できなかった運転者については後日資料を配布しているということを確認している。 運転者講習数については、登録運転者数の増加数と基本的に一致することになるが、Welfare Jack MIYAZAKI が今回一致していない。理由としては、運転者講習を受けなくてもよい２種免許を所持している方が新規で運転者登録したため、一致していないということを確認している。 ゆくりの運送実績については、事業所の休止に伴い、令和５年９月以降運送を実施していないため、前年度より大きく減少している。現時点で再開の見通しが立っておらず、本年１２月に控えている更新手続きについても断念する可能性が高いと法人より伺っている。委員の皆様には、後日開催される協議会の際に、取り扱いについてお示しをしたいと思っている。 コンパス娘息子代行サービスについては、令和５年度の実績が０となっていたため、状況を確認したところ、利用前提で登録をしていた会員の利用が今年度はなかったとのことであり、九州運輸局宮崎運輸支局にも実績が０であることについて問題がないことを確認している。しかしながら、福祉有償運送は必要性があるというところで、登録許可などを行うという前提があるため、今後は委員の皆様の意見や同法人の運行状況を確認しながら対応を検討していきたいと思っている。
Ａ委員	【報告（１）令和５年度各事業所実績報告についての質疑等】 宮崎市社会福祉協議会の自主研修数が少ないが、事務局としてはどのように思われるか。

事務局	安全運行が実施されるよう、運転者の積極的な研修参加を促したいと思う。
A 委員	宮崎市視覚障害者福祉会も登録運転者の増加数に対し、運転者講習数が一致していないが、どのような状況か。
事務局	資料の記載誤りである。実数としては登録運転者の増加数と一致する。
会長	NP0 法人空の上の走行時間が前年度と大きく異なっているが、間違いないのか。
事務局	実績報告の際に、数字が間違いないか法人にも確認をとっているが、改めて状況確認し、委員の皆様へお示しする。
事務局	【報告（２）車両の減車について】 今回は１法人から１台の報告があがっている。 減車の理由としては、いずれも運転者の退職によるものになる。
事務局	【報告（３）車両の入替について】 ２法人から２台報告があがっている。車両については、保険内容や車検証の期限など、必要な要件を満たしていることを事務局にて確認を行っている。
会長	以上で報告案件を終了する。 次に協議案件に入る。
事務局	【協議（１）福祉有償運送登録事業所の更新について】 今回は２法人が更新予定となっている。 空の上については、１名の運転者に交通違反歴があるが、福祉有償運送中の違反ではなく、私用での運転中の違反であり、法人も注意喚起を行っているとのこと。 Welfare Jack MIYAZAKI については、３名の運転者に交通違反歴があるが、いずれも福祉有償運送中の違反ではなく、私用での運転中の違反であり、法人も注意喚起を行っているとのこと。
C 委員	【協議（１）福祉有償運送登録事業所の更新についての質疑等】 「九州運輸局宮崎支局から認可を受ける運送する旅客の範囲」と、「届出のあった登録利用者の種別」が一致しているか確認をしているか。

事務局	事前に事務局にて確認を行っている。
会長	協議（１）について承認される方は挙手をお願いしたい。 （全員挙手）
会長	本件については承認とする。
事務局	【協議（２）車両の増車について】 今回は３事業所から合わせて４台の申請があがっている。 宮崎視覚障害者福祉会からは、登録運転者の増加に伴う持込車両２台の申請が出ている。運転者については、過去２年間に於いて免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしており、車両についても保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。 巴会およびにこにこ介護サービスからは、登録運転者の増加に伴う持込車両１台ずつの増車申請があがっており、いずれも要件を満たしている。
会長	協議（２）について承認される方は挙手をお願いしたい。 （全員挙手）
会長	本件については承認とする。
事務局	【協議（３）利用料金の変更について】 宮崎市視覚障害者福祉会からの届出があり、これまで初乗り２００円だったものを基本料金３００円に乗車距離に応じた金額を徴収するものに変更したいとのこと。変更理由については、長距離輸送が増えていることや燃油代の高騰により法人への負担が大きくなっているためであると伺っている。 なお、福祉有償運送における対価の取り扱いについては、令和６年１月１５日に改正があったため、九州運輸局宮崎運輸支局より補足説明をお願いしたい。
九州運輸局	以前までは福祉有償運送における対価は、概ね２分の１程度とされていたが、令和６年１月１５日に改正があり、当該地域に適用されるタクシー運賃の約８割へと変更された。 宮崎地区においては初乗り４１０円であり、今回の宮崎市視覚障害者福祉

	会の届出は問題ないことを確認している。
C 委員	【協議（３）利用料金の変更についての質疑】 今回の利用料金の変更の話からは逸れるが、自家用車での運送については、国土交通省が令和６年３月にガイドラインを示しているとおり、福祉有償運送として許可を得なくてもできるものがあるのではないかと思います。 そのことについて周知するために、九州運輸局宮崎運輸支局が事業所向けに研修会などを開催することはできないのか。
九州運輸局	この場での回答は難しいが、検討したいと思う。
D 委員	福祉有償運送の許可を得ずに、身体障がいなどがある方の運送行為を行っている事業者があるような話を聞く。そのような事業者の利用の対価などはどうなっているのだろうか。
事務局	九州運輸局宮崎運輸支局の許可を得ずに、運送行為を行うことは違法であるため、無許可でやっているところはないと思う。考えられるのは、一般旅客運送いわゆる介護タクシーとして認可を受けている事業所の可能性がある。そのような事業所が運送の際に、車両に福祉有償運送というステッカーを貼り付けていることから誤解を招いているのではないかとと思われる。一般旅客運送の場合は、通常のタクシー料金での対応になると思われる。
会長	協議（３）について承認される方は挙手をお願いしたい。 （全員挙手）
会長	本件については承認とする。
事務局	【協議（４）セダン利用対象者認定について】 今回は３事業所から合わせて１９名の申請が出ており、仮登録済である。 宮崎市視覚障害者福祉会からは１０名の申請が出ている。いずれも視覚障がい１級または２級の手帳を所持しており、同行援護サービスを受給している。また、いずれも下肢機能障がい等はセダン車への移乗は可能であり、座位も保てるため、セダン利用で問題ないと思われる。

	にここに介護サービスからは3名申請が出ている。いずれも視覚障がい1級を所持しており、同行援護サービスを受給している。また、いずれも下肢機能障がい等はないため、セダン車への移乗は可能であり、座位も保てるため、セダン利用で問題ないと思われる。 一会からは6名の申請が出ている。6名のうち5名は視覚障がい1級または2級の手帳を所持しており、同行援護サービスを受給している。また、いずれも下肢機能障がい等はセダン車への移乗は可能であり、座位も保てるため、セダン利用で問題ないと思われる。 なお、両上下肢機能障がいの方が1名いるが、車両へ乗車する際に、補助用具とヘルパーのサポートがあれば移乗動作に問題がないことを確認しているため、セダン利用で問題ないと思われる。
E 委員	【協議（4）セダン利用対象者認定についての質疑】 両上下肢機能障がいの原因となっている疾病はなにか。
事務局	脳性まひである。
E 委員	移乗動作に使用する用具について、用具名やその写真などはあるか。
事務局	用具名については未確認であるため、一会に情報提供を依頼する。後日、委員の皆様へお示しできればと思う。
会長	協議（4）について承認される方は挙手をお願いしたい。 （全員挙手）
会長	本件については承認とする。
会長	以上で議事のすべてを終了とする。 委員の皆様を活発な協議に感謝申しあげる。
事務局	《3 その他》 最後となるが、委員よりなにかあるか。 （特になし）

事務局	事務局より 1 点報告をさせていただく。 道路運送法および道路運送法施行規則と宮崎市福祉有償運送運営協議会協議指針を比較すると、運送主体の範囲や運送の対象にギャップが生じている状態である。このことについて、事務局としても、委員の皆様の意見をいただきながら、対応について検討したいと思っている。
F 委員	また後日協議会でも協議するということでよろしいか。
事務局	そのとおりである。
事務局	《 4 閉会》 以上で令和 6 年度 第 1 回宮崎市福祉有償運送運営協議会を終了する。